

西川緑道公園イルミネーション運営業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和7年4月11日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

西川緑道公園イルミネーション運営業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託名 西川緑道公園イルミネーション運営業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと
- (3) 委託期間 契約日から令和8年3月6日まで
- (4) 概算予算額 総額13,200千円以内（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）
ただし、西川夏あかり2025に係る予算額は、5,000千円以内とする。
- (5) 支払条件 完了後払い
ただし、契約締結前に最適提案者から支払条件変更の申出があった際は、申出内容によって支払条件の変更に応じる場合がある。
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額の10/100以上の額）
本契約に係る契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間に、LED5万球以上を使用したイルミネーションを実施・施工した実績があること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「イベント」に登録があること。
- (4) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年市訓令甲第20号）第10条

第1項及び第2項に定める市内業者及び市内扱い業者であること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書等の交付	公示日～令和7年5月23日（金）
仕様書等に関する質問受付	令和7年4月18日（金）午後5時まで
仕様書等に関する質問回答	令和7年4月23日（水）午後5時までに掲載予定
企画提案書の提出	令和7年5月23日（金）午後5時まで（必着）
ヒアリングの実施	令和7年5月30日（金）予定
審査結果の通知	令和7年6月上旬

5 仕様書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報）>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他）>令和7年度からダウンロードすること。

6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

（1）受付方法

様式1「質問書」に質問内容を記載し、電子メールで岡山市庭園都市推進課へ提出すること。受付は電子メールのみとし、電話、FAX及び持参等は不可とする。なお、質問書の受付期間は令和7年4月18日（金）午後5時までとする。

●電子メール：machinaka@city.okayama.lg.jp

【留意事項】

- ア 評価基準の内容等、審査に直接関係する質問は受け付けない。
- イ 電子メールのタイトルは「西川緑道公園イルミネーション運営業務委託に関する質問（事業者名）」とすること。
- ウ 質問書の内容に疑義が生じた場合は、市より質問者へ問い合わせする場合がある。

（2）回答方法

受付した質問に対する回答は、令和7年4月23日（水）午後5時までに本公示「5仕様書等の交付方法」に示す本市ホームページにて公表予定。

【留意事項】

- ア 質問に対する個別回答は行わない。
- イ 質問を行った企業名は公表しない。
- ウ 質問に対する回答内容は、本公示及び仕様書（案）等の一部とみなす。
- エ 評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問に対しては回答しない。
- オ 意見の表明と解される質問、本業務に関係ない事項等の質問には回答しない。

7 企画提案書の提出

（1）提出方法

岡山市都市整備局庭園都市推進課宛に、「西川緑道公園イルミネーション運営業務委託企画提案書在中」と朱書きの上、持参するか一般書留又は簡易書留により郵送すること。【令和7年5月23日（金）午後5時まで（必着）】

(2) 提出書類

- ア 参加資格確認申請書（様式2）
- イ 企画提案参加申請書（様式3） ※岡山市への届出印を押印のこと。
- ウ 企画提案書（様式4）
- エ 見積内訳明細書（任意様式、消費税明記）
ただし、本公示「2 業務の概要（4）概算予算額」に記載した予算配分を踏
まえた見積内訳とすること。
- オ 提案者の会社概要及びイルミネーションの実施・施工実績及びその添付資料（様
式5）

(3) 提出部数

- ア 社名、代表者印（岡山市に届けた使用印）のある正本 1部
- イ 様式2及び様式3を添付せず、社名、代表者印のない副本 13部

(4) 企画提案書の提案内容

企画提案書（様式4）を参考に、西川夏あかり2025及び西川イルミ2025の
実施に関し以下の項目について提案すること。

- ア イルミネーションテーマの設定について
- イ イルミネーションデザインの特徴について
- ウ イルミネーションの種類・色・球数・消費電力等について
- エ ワークショップの企画内容について
- オ 何度でも見に行きたくなる工夫、SNS等の拡散につながるような演出等につ
いて
- カ 車両や歩行者の通行、景観等への配慮について
- キ 広報・宣伝等について
- ク 周辺のイルミネーション企画等との連携について
- ケ 施工・撤去時の安全対策、事業実施スケジュールについて
- コ 故障や事故防止のための対策について
- サ 保守点検の体制や頻度、緊急時（強風・火災・破損・漏電等）の対応・連絡体制
について

【留意事項】

- ア 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記入すること。
- イ 仕様書等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。
- ウ 企画提案書は様式4の内容が記載されていれば任意様式も可とする。ただし、規
格はA4版（図面等はA3版折込可）、本文のフォントサイズは11ポイント以
上、原則カラー両面印刷長辺綴りで20ページ以内とし、各ページの下中央に通
し番号をふること。
- エ 企画提案書は、全体にわたって提案者名（企業・団体名）がわかるような記述は
一切しないようにすること。やむを得ず記述する場合は、副本については黒塗り
し、わからないようにすること。
- オ 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定しない。
- カ 見積額は規定の概算予定額を超えないように提案すること。
- キ 提出書類は、1応募者につき1提案とする。

ク 提出書類の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。

8 特定方法等

(1) 審査体制

提案のあった企画提案書等については、「西川緑道公園イルミネーション運営業務委託企画競争審査委員会」（以下「審査委員会」という。）で審査を行い、最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 最適提案者の特定方法

審査委員は、提出書類及びヒアリングの内容や、提案者との質疑応答により別紙「評価基準」に定める項目について100点満点で評価を行う。評価の合計得点が最も高く、平均点が60点以上の提案を行った事業者を最適提案者として特定し、評価の合計点数が2番目に高く、平均点が60点以上の提案を行った事業者を次順位の提案者（次点）として特定する。合計得点が同点であった場合は、評価項目の内、「イルミネーション」の合計得点が高い者を上位者とし、「イルミネーション」の合計得点も同点の場合は、「広報宣伝・連携」の合計得点が高い者を上位者とする。

(3) ヒアリングの実施

審査員による公平な審査のため、ヒアリングには提出された副本（社名等の記載のないもの）を使用すること。所要時間は1事業者につき説明20分、質疑応答15分程度を予定している。

提案書に記載された内容をプレゼンテーション用のスライド資料（簡略化及び動画の利用等を含む。）とし、モニターへの投影及び同内容の資料配布により行うことは差し支えない。ただし、新たな提案や内容の変更は行ってはならない。モニター又はスクリーンは事務局で用意するが、パソコンは提案者で用意すること。

なお、ヒアリングの詳細な日時、場所については後日通知する。

(4) 提案者の失格

最適提案者が特定されるまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とし、本企画競争への参加資格を失うものとする。

- ア 参加資格を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載又は不備があった場合
- ウ 審査の公平性を害する行為があった場合
- エ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- オ 見積額が概算予算額を超過している場合
- カ その他審査委員会で、本業務の履行が困難又は本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(5) 特定結果の通知

全ての提案者に審査の結果を書面にて通知する。また、最適提案者として特定された事業者は本市ホームページで公表する。

9 契約手続等

最適提案者は、企画競争を実施した結果、最適な提案を行った者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

本市は、最適提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、契約保証金の納付を確認した後に、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 特定しなかった提案書等は、原則として返却する。返却が不要な場合は提案時にその旨を知らせること。また、提出された提案書等は、事業受託者の選定以外には使用しない。
- (3) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (4) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第1項第2号の規定により、開示の対象としない。
- (5) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (6) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (7) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課（岡山市役所本庁舎6階）

担当：丸本、小林

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1393 FAX：(086)803-1740

電子メール：machinaka@city.okayama.lg.jp